誓 約 書

私は、東京港港湾区域における公共船着場（竹芝・有明・日の出・お台場・東京国際クルーズふ頭・晴海五丁目船着場（以下「公共船着場」という））の利用承認を受けた場合には、海上運送法、海上衝突予防法、船舶法、他の関係法令、東京港港湾区域における公共船着場利用規約（以下「利用規約」という）及び施設利用条件を厳守いたします。

これらの利用規約等に違反した場合、または許可申請関係書類に虚偽記載があった場合は利用承認を取り消されても不服の申し立てをしないことを誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

東京港港湾区域における公共船着場利用協議会
運営理事会理事長　殿

住　所

氏　名　　印

東京港港湾区域における公共船着場施設利用条件

１．会員は次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

（１）未登録船舶を使用すること。

（２）施設を利用する権利を譲渡し、もしくは担保に供し、または転貸すること。

（３）公共船着場の施設内で営利目的の行為を行うこと。

（４）その他利用規約に定める禁止行為

２．会員が次の各号の一に該当する場合は、利用承認の取消し、必要な場合は原状回復等を命ずることがある。

当該処分により会員にいかなる損害が生じても事務局はその補償を行わない。

（１）公用または公共の用に供するため必要が生じた場合

（２）施設に係る修繕等で施設が利用できなくなった場合

（３）事件、事故や緊急時の対応のために施設が利用できなくなった場合

（４）許可条件に違反した場合

（５）事務局の指示に従わなかった場合

（６）公序良俗に反する行為があった場合

（７）その他利用規約に定める禁止行為を行った場合

３．会員は、公共船着場施設の利用により、第三者に損害を与えた場合、または第三者から損害を受けた場合、その他第三者との間に紛争を生じた場合は、会員の責任においてその損害を賠償し、または紛争の解決をしなければならない。

４．事務局は、船舶の衝突、接触等の事故または火災、地震、津波、暴風雨、その他不可抗力の災害による船舶の破損または盗難等の損害については、その責を負わない。

５．会員は、公共船着場施設の利用について事務局が指示した際には、すみやかにその指示に従わなければならない。

６．東京港港湾区域における公共船着場利用協議会会員（以下「会員」という）は、利用承認の際に指定された場所以外に船舶を置いてはならない。

７．利用者は停泊（待機）禁止区域を厳守すること。

８．会員は、スマートゲートを設置している船着場を利用する場合は、出入りの都度スマートゲートを開施錠する等、利用規約に記載する、スマートゲートに係る特記事項を遵守しなければならない。

９．会員は、スマートゲートを設置している船着場内における一般都民等の立入防止等の安全管理の責任を負うものとする。安全管理を怠ったことによる、第三者への損害、トラブル等の責任は会員に帰属する。東京都港湾局、東京港埠頭株式会社（同委託先を含む）及び協議会は何ら責任を負わないものとする。

１０．エコマリン協定締結書の写し等、し尿処理を適切に行っていることが確認できるものを提出すること。（飲食を供する場合）